

有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループの設置について（案）

1 有機フッ素化合物（PFAS）ワーキンググループ設置の趣旨

有機フッ素化合物である PFAS (Per- and Polyfluoroalkyl substances) は、撥水性や化学的安定性を有することから、かつて幅広い用途で用いられていた。しかし、PFAS の一種であるパーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS : Perfluorooctane sulfonate) 及びパーフルオロオクタン酸 (PFOA : Perfluorooctanoic acid) については、難分解性、高蓄積性等を有することから、それぞれ平成 22 年及び令和 3 年に、化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和 48 年法律第 117 号。以下、「化審法」という。）に基づく第一種特定化学物質に指定され、その製造及び輸入が原則禁止されている。また、水道水質についても、海外の動向や国内の検出状況を踏まえ、令和 2 年に、PFOS 及び PFOA の水質管理上の位置づけが要検討項目から水質管理目標設定項目に移行し、その暫定目標値が設定されたところである。

さらに、PFOS、PFOA に加え、令和 4 年にパーフルオロヘキサンスルホン酸 (PFHxS : Perfluorohexane sulfonate) がストックホルム条約 (POPs 条約) 付属書 A (廃絶) に追加されており、今後、化審法に基づく第一種特定化学物質に指定されることが見込まれている。

このような中、海外における有機フッ素化合物 (PFAS) に関するリスク評価の最近の動向、また、厚生労働省及び環境省が水質の目標値等の検討を開始したこと等を踏まえ、食品安全委員会は、令和 5 年 1 月 31 日に開催された第 887 回食品安全委員会会合において、有機フッ素化合物 (PFAS) を食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の対象とすることを決定した。

このため、食品安全委員会に、「有機フッ素化合物 (PFAS) ワーキンググループ」(以下、「WG」という。)を設置することとする。

これに伴い、汚染物質等専門調査会及び器具・容器包装専門調査会においては、WG の所掌事務に係る事項の調査審議は行わないこととする。

2 所掌事務

WG は、有機フッ素化合物 (PFAS) の食品健康影響評価に関する事項について調査審議を行う。

3 構成及び運営

- (1) WG は、専門委員により構成し、その属すべき専門委員は、委員長が指名する。
- (2) WG に座長を置き、WG に属する専門委員の互選により選任する。
- (3) 座長は、WG の事務を掌理する。

- (4) 座長に事故があるときは、WGの構成員のうちから座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- (5) 座長が指名されるまでは、委員長が座長の職務を行う。
- (6) WGの議事については、次の事項を記載した議事録を作成するものとする。
 - ① 会議の日時及び場所
 - ② 出席した専門委員の氏名
 - ③ 議題となった事項
 - ④ 審議経過
 - ⑤ 審議結果
- (7) 座長（座長に事故があるときはその職務を代理する者。以下同じ。）は、WGの会議を招集し、その議長となる。
- (8) 委員は、WGに出席することができる。
- (9) 座長は、必要により、WGに属さない専門委員あるいは外部の者に対し、WGに出席を求めることができる。
- (10) WGの会議、議事録等は原則として公開とするが、個人の秘密等が開示され特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがある場合においては、「食品安全委員会の公開について」（平成15年7月1日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (11) WGにおける調査審議等への参加については、「食品安全委員会における調査審議方法等について」（平成15年10月2日食品安全委員会決定）に準じて取り扱う。
- (12) WGの調査審議の結果は、食品安全委員会に報告する。

4 その他

上記に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、座長がWGに諮って定める。

5 施行日

令和5年2月7日から施行する。